

副食費について

- 3～5歳児クラスの副食費は、次の表のとおりです。
主食費は別途、施設が定める金額をお支払いいただきます。
- 0～2歳児クラスの給食費（副食費・主食費）は、保育料に含まれます。

【副食費負担額表（3～5歳児）】

（単位：円、1人あたり副食費・月額）

階層区分		周南市階層区分 市民税所得割額	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降		
A		生活保護世帯	0				
B 0		均等割非課税世帯（母子世帯等）					
B 1		均等割非課税世帯					
C 0		48,600円未満（母子世帯等）					
C 0 1		48,600円未満					
D 1	1	48,600円以上57,700円未満	公立：4,500 私立：施設が定める金額（※1）または（※2）				
		48,600円以上57,700円未満 （母子世帯等）					
	2	57,000円以上72,800円未満				0	
		57,000円以上72,800円未満 （母子世帯等）				0	
D 2	1	72,800円以上77,101円未満	公立：4,500 私立：施設が定める金額（※1）または（※2）				
		72,800円以上77,101円未満 （母子世帯等）	0				
	2	77,101円以上97,000円未満	公立：4,500 私立：施設が定める金額		（※1）または（※2）		
D 3	97,000円以上133,000円未満	（※2）					
D 4	133,000円以上169,000円未満						
D 5	169,000円以上301,000円未満						
D 6	301,000円以上397,000円未満						
D 7	397,000円以上						

（※1）

- 「保護者と生計を一にする子どものうち、最年長者から順に数えて第3子以降」の場合は、軽減助成があります。
対象者には別途、施設を通じてご案内いたします。

（※2）

- 「就学前の利用児童で数えて第3子以降」の場合は、免除対象となります。

《注意事項》

- 年齢は、保育所等利用開始日の属する年度の4月1日をもって認定します。
- 「母子世帯等」とは母子・父子世帯、在宅障害者（児）のいる世帯をいいます。
- 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとします。
- 保育料や副食費は、保育所に入所している児童の保護者の市民税額によって決定されます。
- 4月～8月までの階層決定は「前年度市民税額」、9月～3月までは「当年度市民税額」に基づいて算定を行います。

保育料・副食費は保育所等を運営するためにかかる給食費・保育士等の人件費・光熱費などの経費のうち一部を保護者の方に納めていただいております。重要な財源であることを十分ご理解いただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。